

一宮市庁舎等壁面広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一宮市有料広告要綱（平成20年12月22日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、一宮市役所本庁舎及び自走式立体駐車場、尾西庁舎並びに木曾川庁舎（以下これらを総称して「市庁舎等」という。）の柱類、壁面等に掲出する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 広告を掲出するために市庁舎等の柱類、壁面等に設置する看板施設及び動画放映用ディスプレイ、並びに市庁舎等の柱類、壁面等に張り付けるシート、フィルムその他これらに類するものをいう。
- (2) 壁面広告 第4条各号に規定する方法により掲出する広告をいう。
- (3) 壁面広告業務 広告媒体の作成及び設置、壁面広告の募集、その他壁面広告の掲出に係る業務をいう。
- (4) 広告主 壁面広告として掲出する広告を提供する者をいう。
- (5) 広告取扱者 第8条第1項の規定による決定を受けて壁面広告業務を業として行う者をいう。
- (6) 直接募集広告主 広告取扱者を通さず市が直接広告主を募集する場合において、第8条第1項の規定による決定を受けて壁面広告を掲出する者をいう。

(掲出基準)

第3条 壁面広告を掲出することができる広告主及び直接募集広告主は、要綱第2条ただし書各号に該当しないものとする。

2 掲出することができる壁面広告の内容は、要綱第3条各号に該当しないものとする。

(壁面広告の掲出方法)

第4条 壁面広告は、次に掲げる方法により掲出するものとする。

- (1) 市庁舎等の柱類、壁面等に、看板施設を設置して、ポスターその他これに類するものを掲出する方法
- (2) 市庁舎等の柱類、壁面等に、動画放映用ディスプレイを設置して、広告画像を放映する方法
- (3) 広告を印刷したシート、フィルムその他これらに類するものを直接張り付けて掲出する方法

(壁面広告の掲出場所等)

第5条 壁面広告の掲出場所及び広告媒体の設置数は、別表のとおりとする。

2 広告媒体の設置に係る目的外使用許可の期間は、一宮市公有財産管理規則（昭和62年一宮市規則第9号）（以下「規則」という。）第20条第2項の規定により、別表のとおりとする。

3 広告媒体の規格は、市と広告取扱者とが協議して決定するものとする。なお、市が直接広告主を募集する場合にあっては、広告媒体の規格は市が定めるものとする。

(広告取扱者及び直接募集広告主の募集)

第6条 広告取扱者及び直接募集広告主の募集は、原則として市ウェブサイトに掲載して行う。

(申込み)

第7条 広告取扱者の申込みをしようとする者（以下「広告取扱希望者」という。）は、一宮市庁舎内壁面広告業務申込書（様式第1）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 直接募集広告主の申込みをしようとする者は、一宮市庁舎等壁面広告申込書（様式第3）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、提出された書類に基づき、その内容及び業務実績等を総合的に評価して広告取扱者及び直接募集広告主を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告取扱者及び直接募集広告主を決定したときは、その結果を広告取扱希望者には一宮市庁舎内壁面広告業務可否決定通知書（様式第2）により、直接募集広告主には一宮市庁舎等壁面広告掲出可否決定通知書（様式第4）を通知するものとする。

(使用許可申請義務)

第9条 広告取扱者は、規則第20条第3項に規定する使用許可申請書を提出しなければならない。

2 直接募集広告主のうち、1件20万円を超える申込をした者は、市長が指定する期日までに一宮市壁面広告掲出承諾書（様式第5）を提出しなければならない。

(使用料等)

第10条 広告媒体の設置に係る使用料の額は、行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和62年一宮市条例第4号）（以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、別表のとおりとする。

2 市長は、前項に規定する使用料に加えて、広告掲出料を別に徴収することができるものとする。

(広告媒体の設置)

第11条 広告取扱者及び直接募集広告主は、広告媒体の設置について市長の指示に従うものとする。

(管理及び保守)

第12条 広告媒体の管理及び保守は、広告取扱者及び直接募集広告主が自己の負担で行うものとする。

(広告の募集及び審査)

第13条 広告取扱者は、壁面広告の広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

2 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告を掲出しようとするときは、当該広告の広告主（広告取扱者のみ）及び内容について、市長に事前に報告しなければならない。

3 市長は、前項の報告のうち、広告内容の報告があったときは、要綱第5条第1項に規

定する一宮市有料広告審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

- 4 市長は、審査会の審査の結果、壁面広告の内容が要綱第3条の規定に抵触していると認めるときは、広告取扱者及び直接募集広告主に対して当該広告の内容の変更を求めることができる。

（広告取扱者及び直接募集広告主の責任）

第14条 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告業務に関するすべての責任を負うものとする。

- 2 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告業務に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告取扱者及び直接募集広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告取扱者及び直接募集広告主は、壁面広告業務の権利を第三者に譲渡してはならない。

（壁面広告の掲出の停止）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告取扱者及び直接募集広告主に対し、壁面広告の掲出の停止を命ずることができる。

- (1) 第13条第4項の規定による壁面広告の内容の変更を広告取扱者及び直接募集広告主が行わないとき。
- (2) 広告の内容が要綱第3条の規定に抵触する場合において、第13条第4項の規定によっても解消できないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が壁面広告の掲出を適当でないとしたとき。

（決定の取消し）

第16条 市長は、地方自治法第238条の4第9号の規定により目的外使用許可を取り消したときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

（使用料等の還付）

第17条 使用料の還付は、条例第4条の規定によるものとする。この場合において、還付額は、1月当たりの使用料の額にその事由が発生した日の属する月の翌月から使用終了日の属する月までの月数（1月未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。）を乗じて得た額とする。

- 2 第10条第2項の規定により広告掲出料を徴収した場合において、前項の規定により使用料を還付するときは、広告掲出料を合わせて還付する。
- 3 前項の場合において、還付額の計算は、第1項後段の規定を準用する。この場合において、第1項後段中「使用料」とあるのは、「広告掲出料」と読み替えるものとする。
- 4 前3項の規定により還付する使用料及び広告掲出料には利子を付さない。

（雑則）

第18条 この要領に定めるもののほか、壁面広告の掲出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成20年12月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成23年11月11日から施行する。

付 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 5 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 11 月 20 日から施行し、別表の規定の改正による変更については、令和 3 年 1 月 1 日以後に応募した者から適用する。

別表（第 5 条、第 10 条関係）

壁面広告の名称	掲出場所	広告媒体の 設置数	最長 設置 期間	1 月あたり の使用料
庁舎内壁面広告	尾西庁舎東館東玄関風除室	1	3 年	16,000 円
庁舎エレベーター 内広告	一宮市役所本庁舎中央エレベーター 内壁面	5	3 年	1 枠あたり 12,000 円
自走式立体駐車場 内壁面広告	一宮市役所本庁舎自走式立体駐車場 1 階エレベーター前壁面	1	3 年	12,000 円